

広域系統整備計画の進捗状況について (報告)

2021年9月6日
広域系統整備委員会事務局

- 業務規程第62条（広域系統整備計画の進捗状況の把握）に基づき、広域系統整備計画の進捗状況を報告する。

1. 東京中部間連系設備に係る広域系統整備計画（第15回 進捗報告）

- 2016年6月 広域系統整備計画策定
- 2027年度末 増強完了予定

2. 東北東京間連系線に係る広域系統整備計画（第14回 進捗報告）

- 2017年2月 広域系統整備計画策定
- 2027年11月 増強完了予定

3. 北海道本州間連系設備に係る広域系統整備計画（第1回 進捗報告）

- 2021年5月 広域系統整備計画策定
- 2027年度末 増強完了予定

1. 東京中部間連系設備に係る広域系統整備計画
2. 東北東京間連系線に係る広域系統整備計画
3. 北海道本州間連系設備に係る広域系統整備計画

■ 事業実施主体（東京電力パワーグリッド、中部電力パワーグリッド、電源開発送変電ネットワーク）より送配電等業務指針第53条に基づき四半期（2021年6月末時点）の進捗状況が提出され、一部の工程に見直しがあるものの、運開時期に遅延がないことを確認した。

- ③佐久間東栄線増強
④佐久間東栄線FC分岐線新設
- 調査・測量
 - 用地対応
 - 鉄塔・基礎設計

- ①佐久間東幹線（山線）増強
②佐久間東幹線FC分岐線新設
- 調査・測量
 - 用地対応
 - 鉄塔・基礎設計

- ⑧新富士変電所変圧器増設
- 調査
 - 主要機器設計

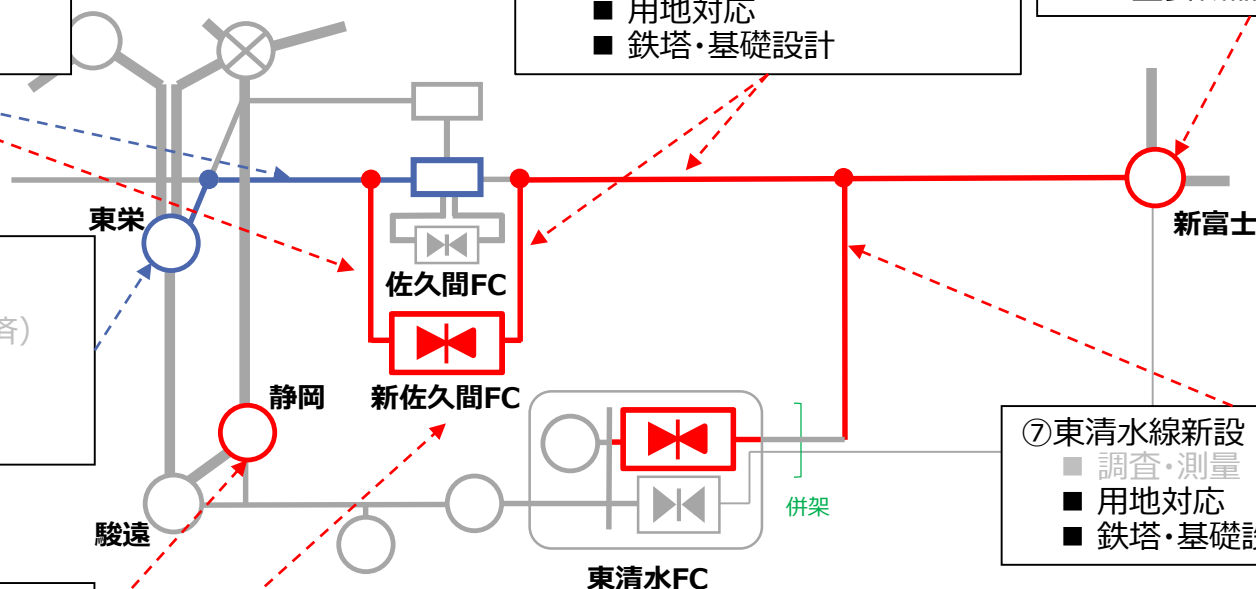
- ⑩東栄変電所変圧器増設
- 調査・測量(済)
 - 土木、電気工事発注 (済)
 - 土木、電気設計(済)
 - 電気工事
 - 土木工事

- ⑨静岡変電所変圧器増設
- 主要機器発注手続き

- ⑤新佐久間FC新設
- 調査・測量(済)
 - 用地対応
 - 土木設計
 - 主要機器、土木発注手続き

- ⑥東清水FC増強
- 調査・測量(済)
 - 主要機器、土木、建築、電気工事発注・契約(済)
 - 土木、建築設計
 - 土木、建築、電気工事

- ⑦東清水線新設
- 調査・測量 (済)
 - 用地対応
 - 鉄塔・基礎設計



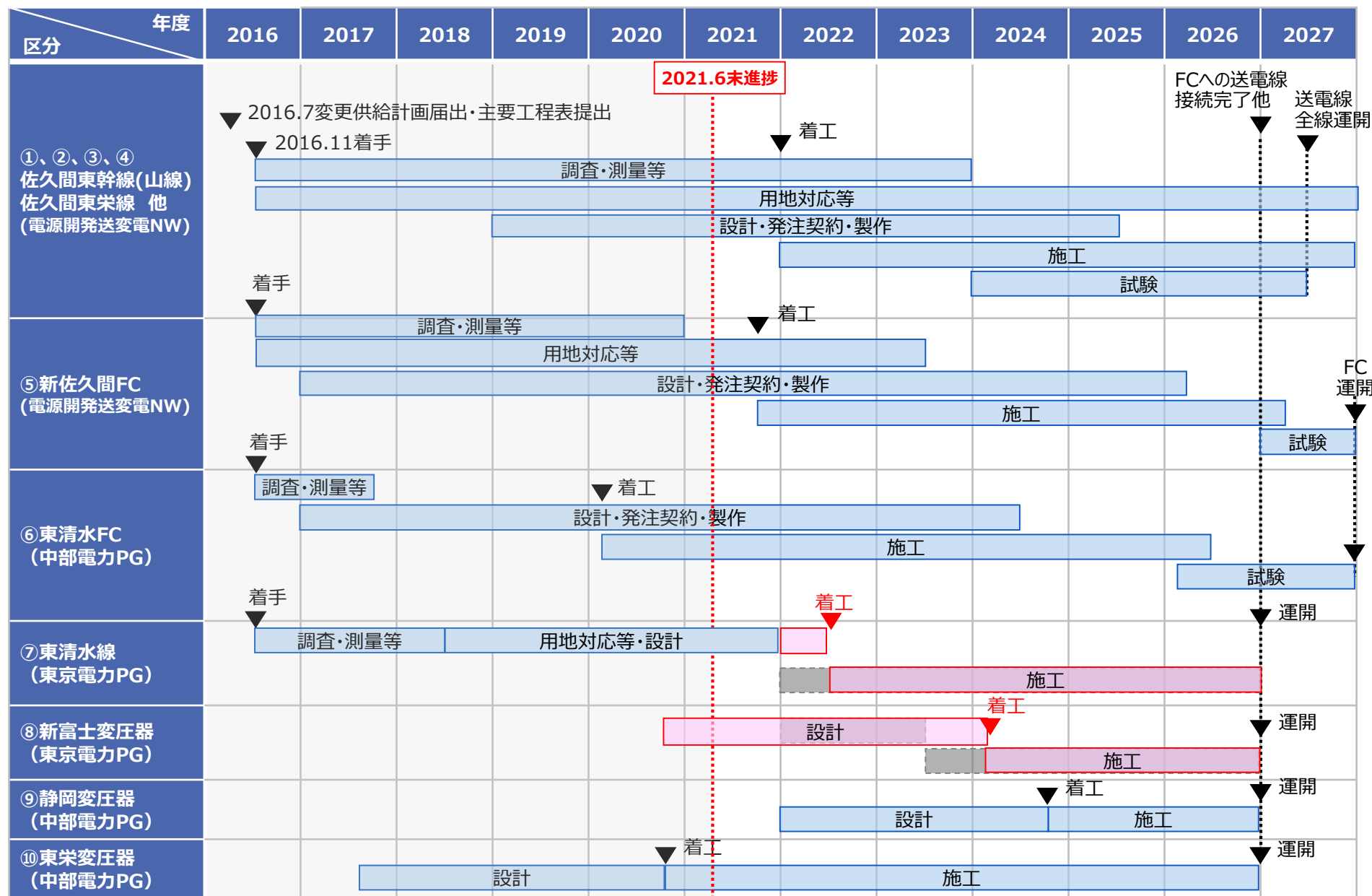
【凡例】

	発電所		500kV送電線
	変電所		275kV送電線
	開閉所		154kV以下送電線
	交直変換所		直流送電線
	周波数変換所	黒	既設・計画設備
		赤	対策箇所
		青	関連地内系統整備

1-2 主要工程

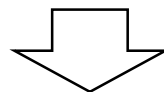
5

赤：前回からの変更箇所



1-3 工事の状況（⑥東清水FC増強工事（3号FC））

6



(2021年6月2日撮影)



1-3 工事の状況（⑥東清水FC増強工事（1号FC・開閉設備））

7

（2021年6月2日撮影）



1-3 工事の状況 (⑩東栄変電所変圧器増設工事)

8

変圧器増設に伴う
送電線移設箇所

変圧器増設箇所

(2021年6月17日撮影)



- 東京電力パワーグリッドから、新富士変電所工事の詳細検討結果を踏まえた計画変更の提示があり、第16回コスト等検証小委員会において変更した工事内容（工事費、工期）の妥当性を確認した。（詳細は資料4にて報告）
- 業務規程に基づき広域系統整備計画の変更を行うとともに、変更後の広域系統整備計画の公表、事業実施主体及び費用負担者への通知を行った。（2021年8月4日変更済み）

※変更点に太字及び下線

	変更前	変更後
⑧新富士変電所	➢ 275kV送電線引出口増強 2回線 ➢ 500/154kV変圧器増設 1台 ➢ 275kV母線増強 ➢ 系統安定化装置新設 他	➢ 275kV送電線引出口増強 (引出口変更) 2回線 ➢ 500/154kV変圧器増設 1台 ➢ 系統安定化装置新設 他

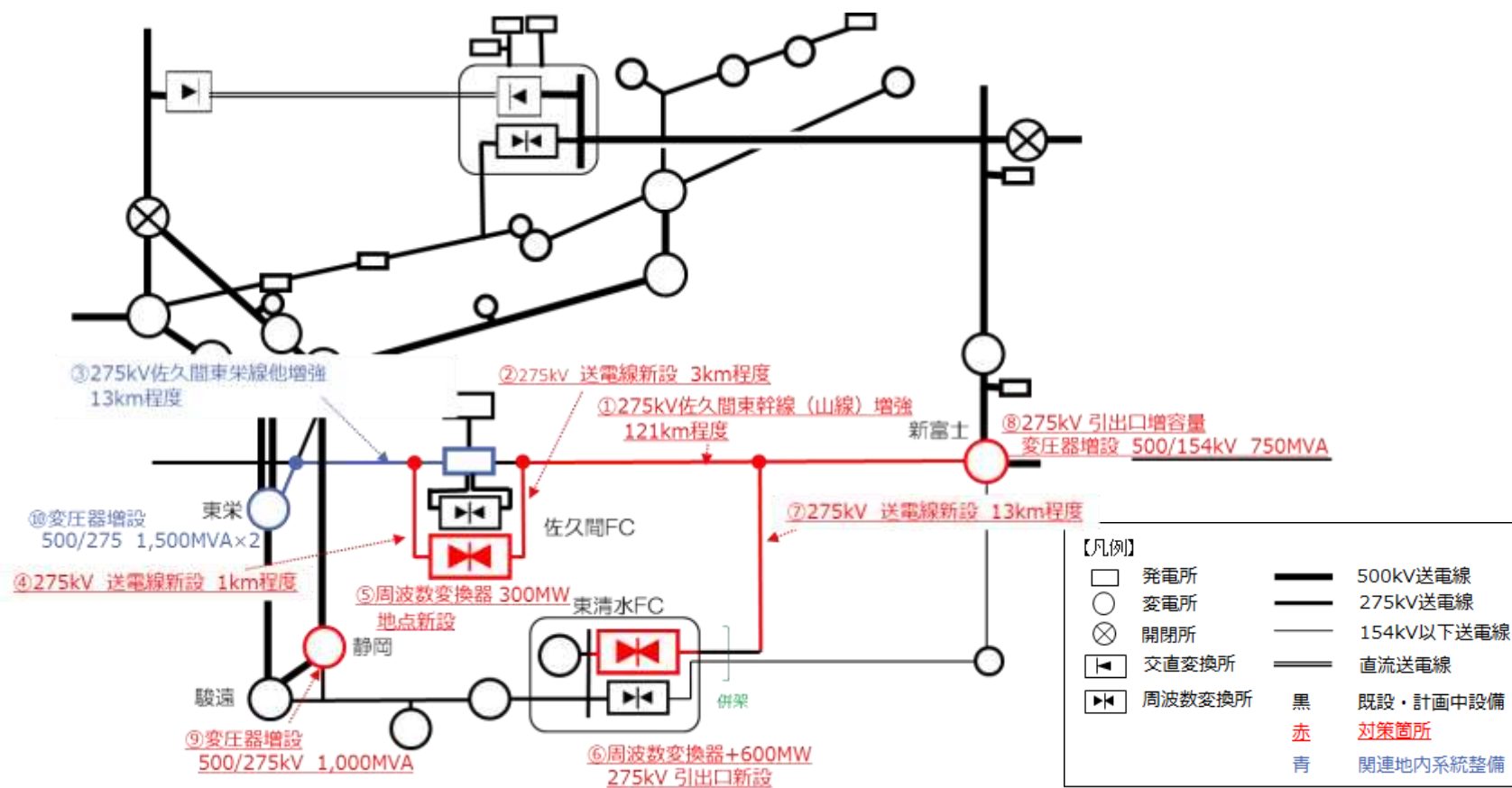
【業務規程】

（広域系統整備交付金の交付業務の実施対象外の広域系統整備計画の変更）

- 第63条 本機関は、広域系統整備交付金の交付業務の実施対象でないとして、第61条の3の規定による届出を行っていない広域系統整備計画を変更するときは、設備形成に係る委員会において検討の上、これを変更することができる。
- 2 前項の規定にかかわらず、**第61条の3の規定による届出を行っていない広域系統整備計画の変更が軽微なものである場合には、本機関は、設備形成に係る委員会の検討を経ることなく、広域系統整備計画を変更することができる。ただし、この場合において、本機関は、当該変更内容について、設備形成に係る委員会に報告する。**
- 3 本機関は、前各項の規定により**広域系統整備計画を変更した場合には、変更後の広域系統整備計画を公表するとともに、事業実施主体及び受益者に対して通知する。**

事業実施主体	主な工事
東京電力パワーグリッド	⑦東清水線新設、⑧新富士変電所工事
中部電力パワーグリッド	⑥東清水FC増強工事、⑨静岡変電所工事、⑩東栄変電所工事※
電源開発送変電ネットワーク	⑤新佐久間FC新設工事、 ①、②、③、④佐久間東幹線（山線）増強工事・佐久間東栄線増強工事※他

※関連地内系統整備を含む



1. 東京中部間連系設備に係る広域系統整備計画
2. 東北東京間連系線に係る広域系統整備計画
3. 北海道本州間連系設備に係る広域系統整備計画

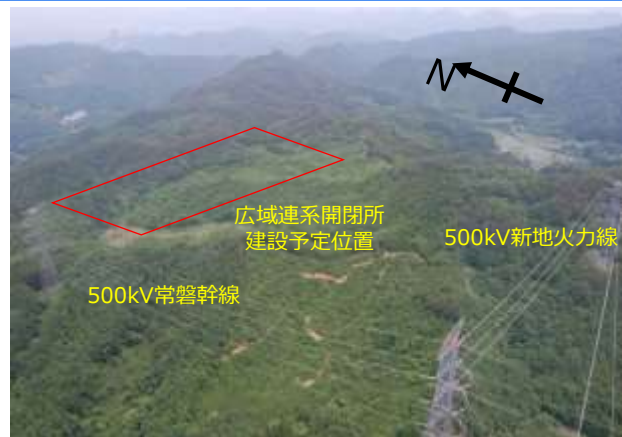
○ 変電所
⊗ 開閉所
□ 発電所

— 500kV送電線
— 275kV送電線

黒：既設
赤：対策箇所
緑：短工期対策箇所

2-3 工事の状況 (⑤広域連系開閉所新設工事)

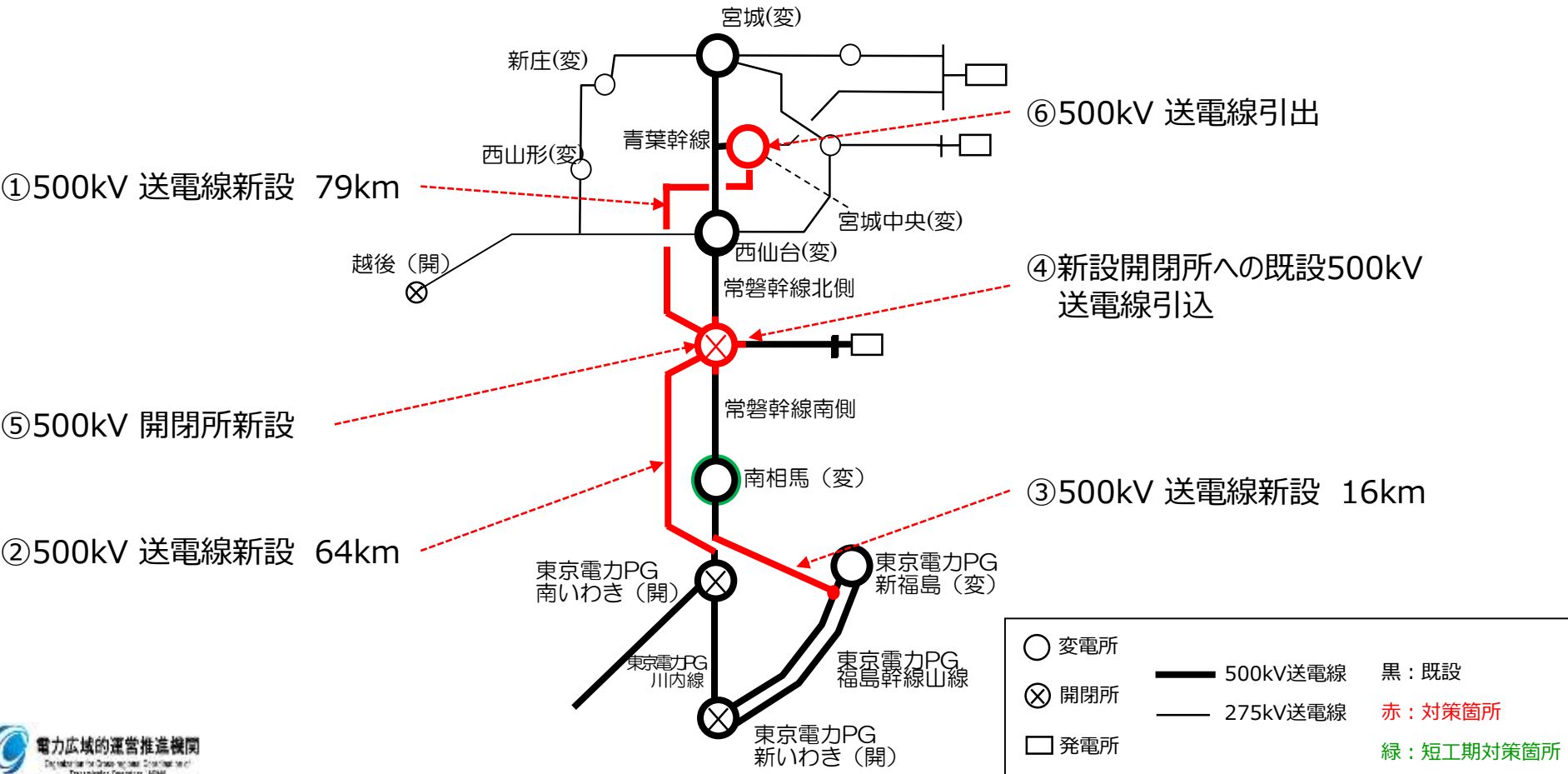
14



(2021年6月21日撮影)

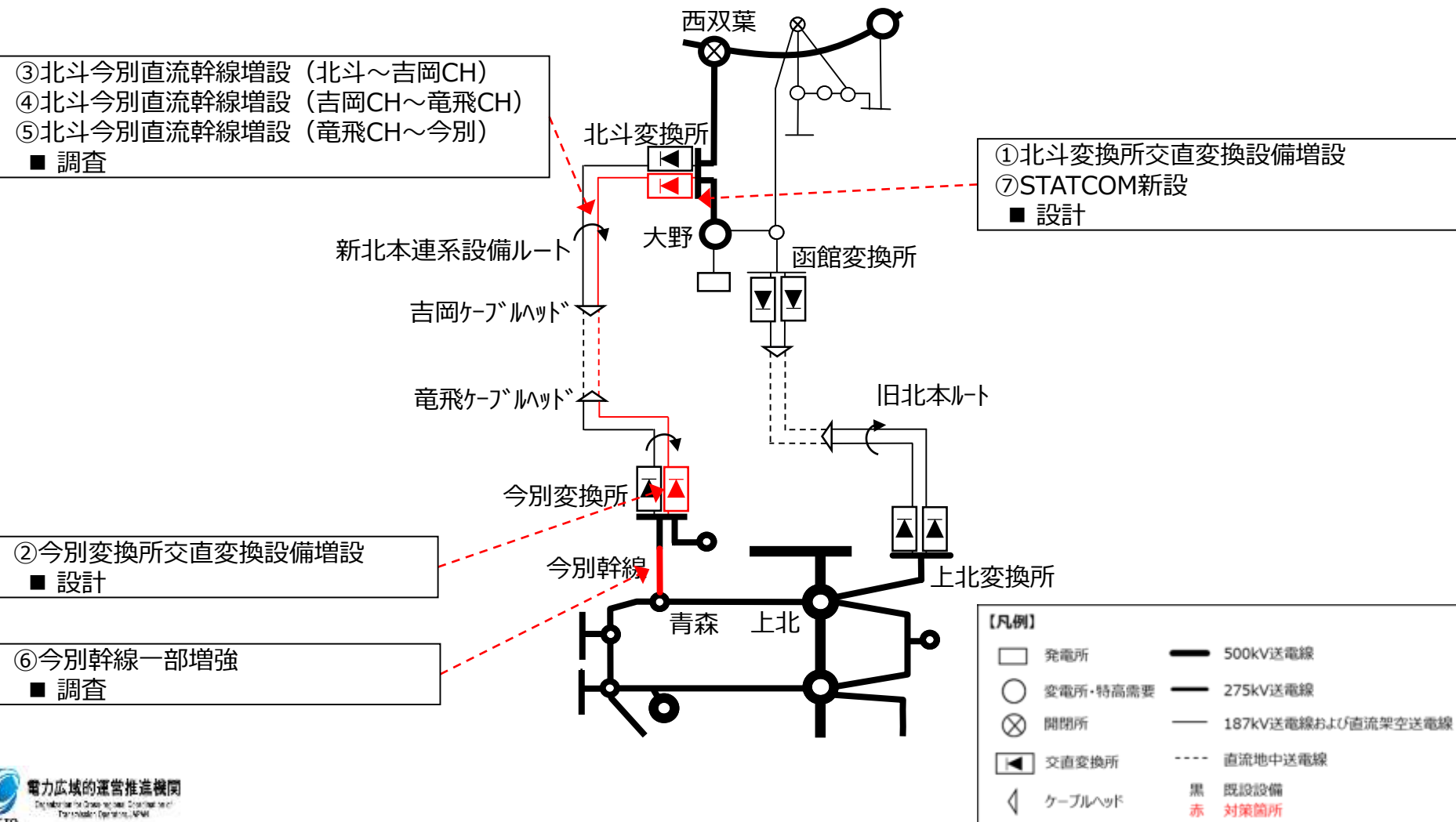


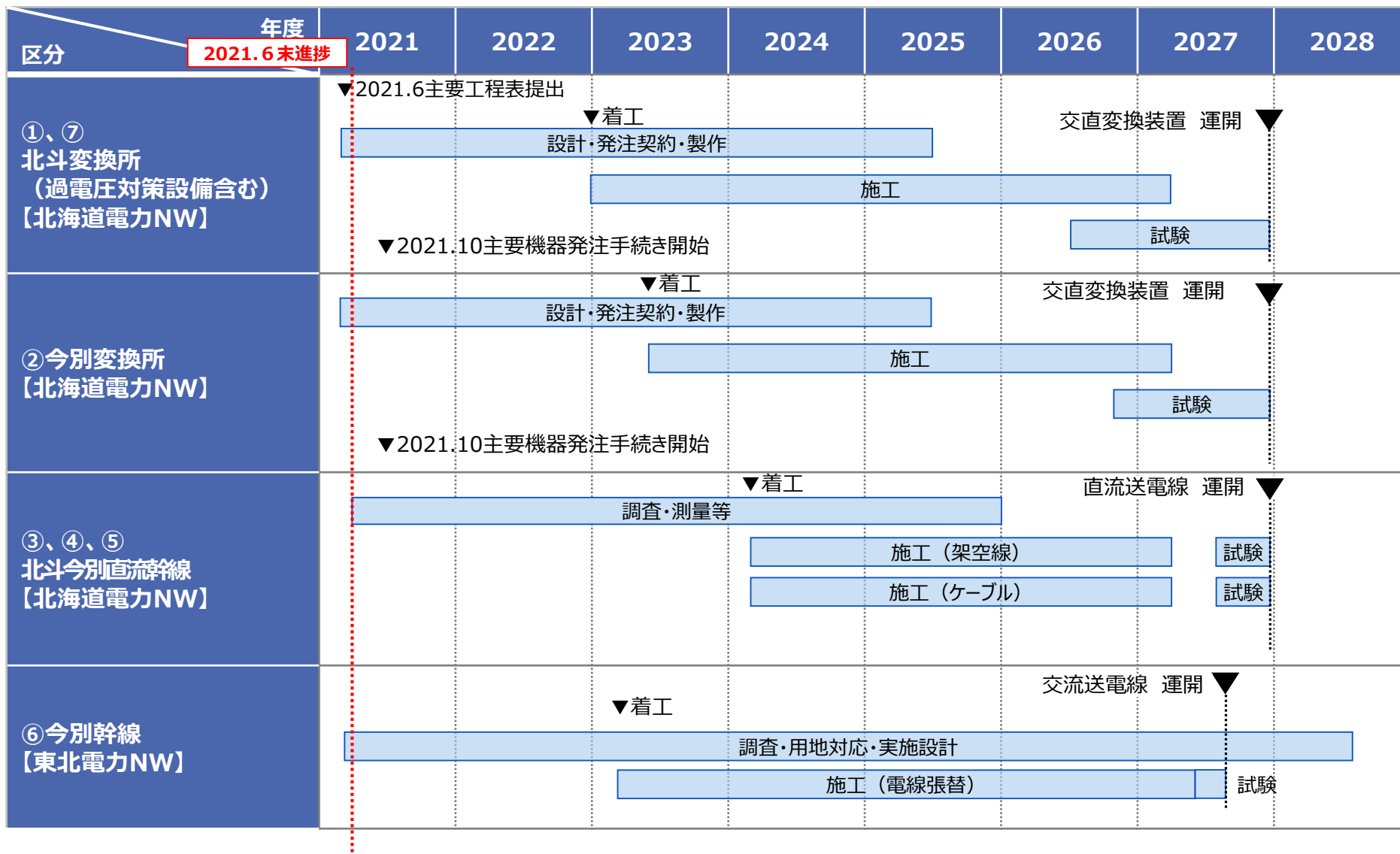
事業実施主体	主な工事
東北電力ネットワーク	①（仮）広域連系北幹線新設 ②（仮）広域連系南幹線新設、 ③ 相馬双葉幹線接続変更 ④（仮）広域連系開閉所への既設500kV送電線引込 ⑤（仮）広域連系開閉所新設 ⑥ 宮城中央変電所500kV送電線引出
東京電力パワーグリッド	③ 相馬双葉幹線接続変更（福島幹線山線鉄塔建替工事）



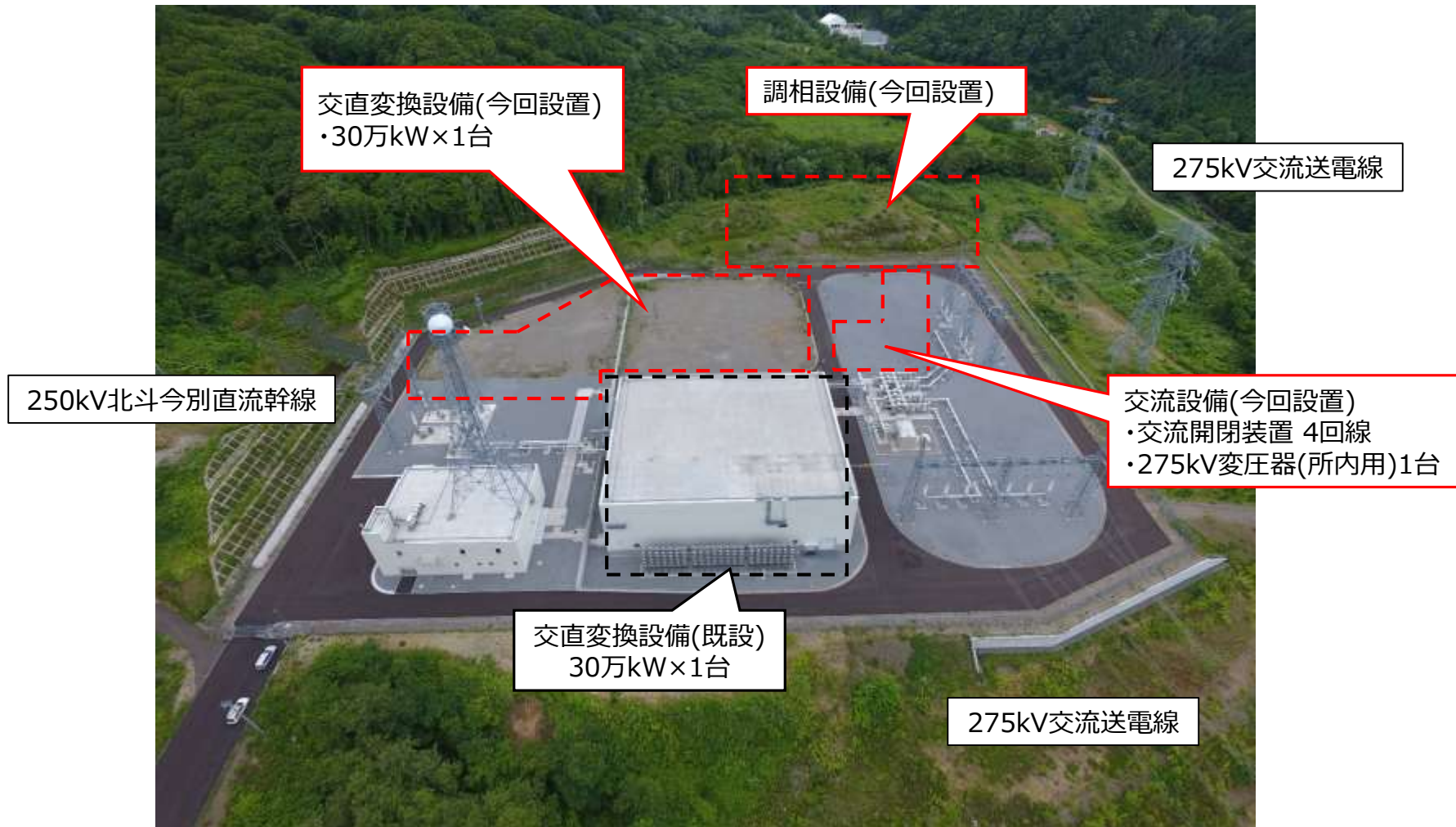
1. 東京中部間連系設備に係る広域系統整備計画
2. 東北東京間連系線に係る広域系統整備計画
3. 北海道本州間連系設備に係る広域系統整備計画

■ 事業実施主体（北海道電力ネットワーク、東北電力ネットワーク）より送配電等業務指針第53条に基づき四半期（2021年6月末時点）の進捗状況が提出され、工程及び運開時期に遅延がないことを確認した。

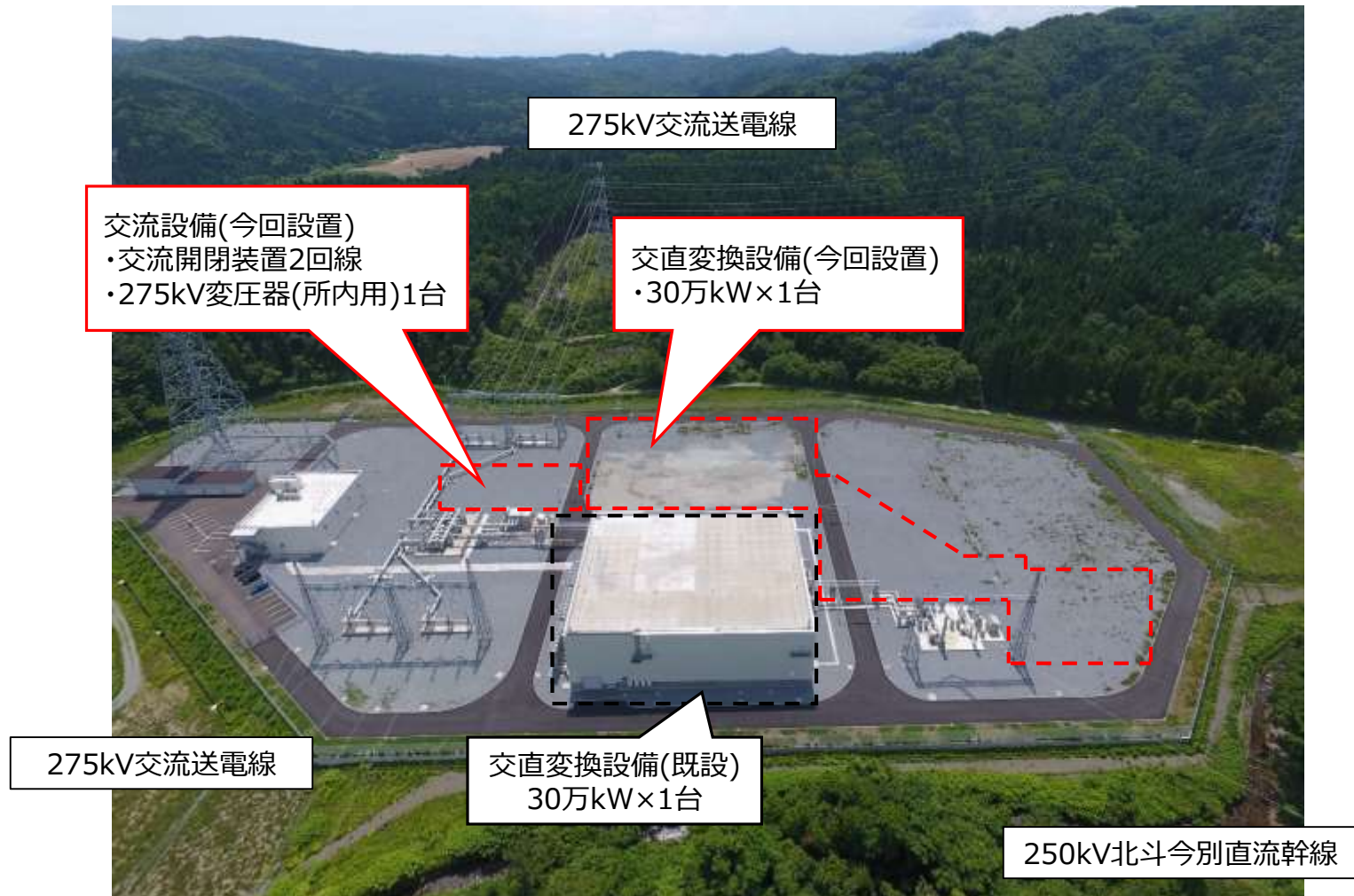




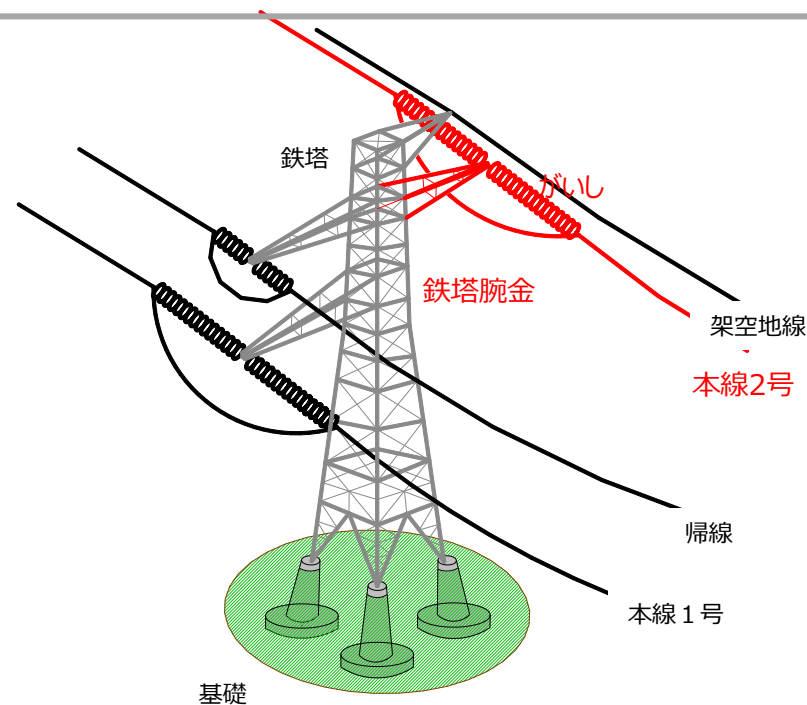
（着工前）



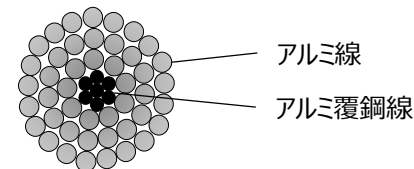
（着工前）



（工事イメージ）

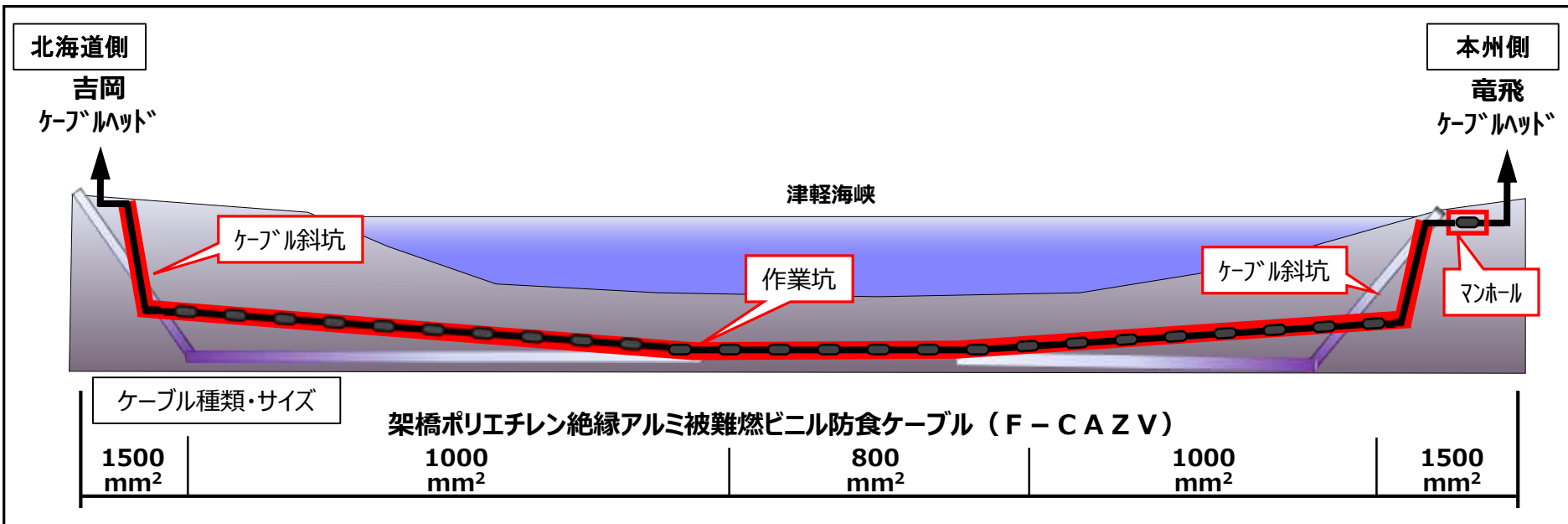


電線（本線）

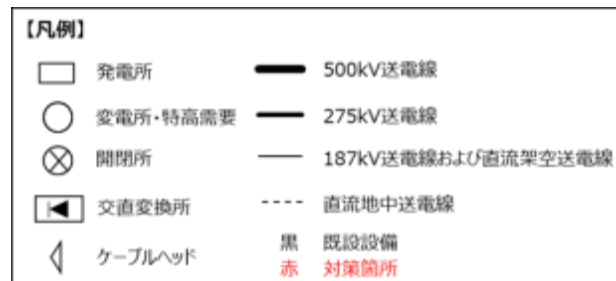
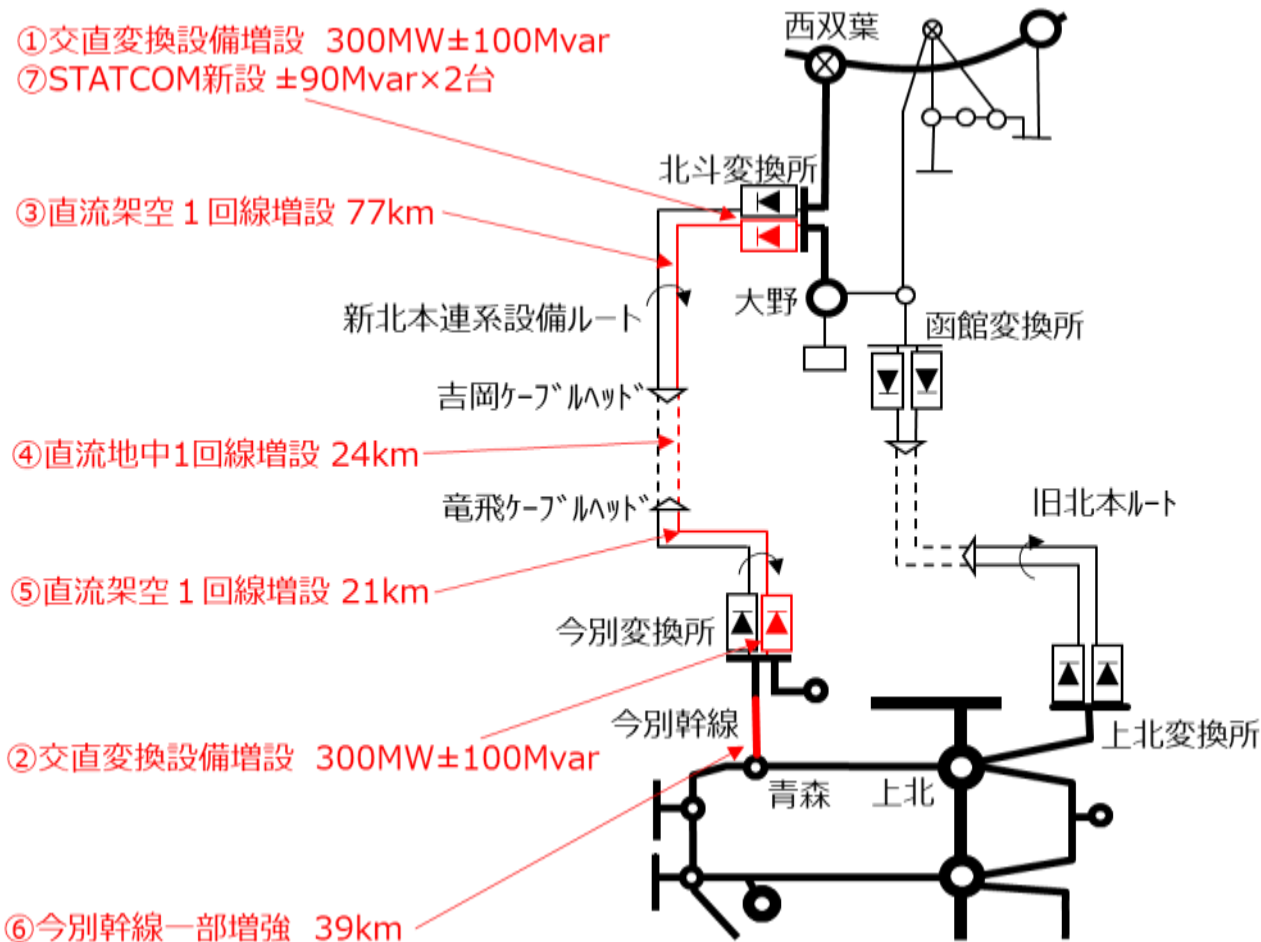


アルミ覆鋼心アルミより線
ACSR/AC 810mm²

（工事イメージ）



事業実施主体	主な工事
北海道電力ネットワーク	①、⑦北斗変換所交直変換設備増設、STATCOM新設 ②今別変換所交直変換設備増設 ③、④、⑤北斗今別直流幹線増設
東北電力ネットワーク	⑥今別幹線一部増強



【業務規程】

(広域系統整備計画の進捗状況の把握)

第62条 本機関は、広域系統整備計画の策定後、事業実施主体から必要な情報の提出を受け、同計画の進捗状況を把握する。

- 2 本機関は、前項の規定により提出された情報に基づき、必要に応じて現地確認を行い、広域系統整備計画の工程の遅延の有無等を確認するとともに、その内容を設備形成に係る委員会に報告する。
- 3 本機関は、広域系統整備計画の進捗の遅延等により当該広域系統整備計画の目的に影響があると認めた場合は、その対応について設備形成に係る委員会において検討を行う。

【送配電等業務指針】

(広域系統整備計画決定後の情報提供)

第53条 事業実施主体として選定された者は、本機関に対し、次の各号に掲げる時期に、次の情報を提出する。

- 一 広域系統整備計画決定後速やかに 広域系統整備計画の主要工程
- 二 四半期ごと 本機関が進捗状況及び今後の見通しを把握するために必要な情報
- 2 広域系統整備計画の進捗状況の確認は、業務規程第62条第1項の規定により、前項の規定により提出された情報に基づき、本機関が行う。